

富山県議会危機管理対応マニュアル

1. 目的

本県において大規模災害、緊急事態等が発生した際に、「富山県議会基本条例」等に基づき、富山県議会（以下「議会」という。）として速やかに初動体制を確立し、迅速に対応できるよう基本的事項を定め、議会活動の円滑な実施を図るもの。

＜マニュアルのポイント＞

1. 大規模災害、事故、事件等発生時における、議会及び議員の役割、対応を明確化
2. 安否報告等の訓練等を実施し、実情に即して見直しを実施

＜参考①＞富山県議会基本条例（H30.4.1 施行）

（緊急事態等への対応）

第 6 条 議会は、災害、緊急事態等の発生に際し、迅速かつ機動的に状況の把握その他の調査活動を行うほか、議会の役割を踏まえた必要な対応を行う。

＜参考②＞危機の定義：「富山県危機管理基本指針」より

1. 県民の生命、身体、財産に重大な被害又は損失を生じ、又は生じるおそれのある災害・事故・事件等
2. 県政の円滑な運営に重大な支障を生じる事故・事件等
3. その他社会的影響が大きく、迅速な対応が求められる事案

2. 富山県議会の対応

(1) 執行部への協力・支援

議会は、徹底した人命救助を最優先として、危機管理連絡会議、危機管理対策本部、災害対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）が災害等対応に専念できるよう、状況に応じた協力・支援を行うものとする。

(2) 窓口の一本化

議会は、災害等情報の収集・提供・共有、災害対策本部等に対する要望・要請等は、議会事務局総務課に窓口を設けて行うものとする。

また、議会は、必要に応じ、議会事務局職員を災害対策本部等に参加させるなど、災害等情報の的確な把握に努める。

(3) 国・関係機関等への要望・要請

議会は、市町村の状況や要望事項の把握に努めるとともに、国や関係機関等に対し要望・提案活動を積極的に行い、議会としての提言・提案機能を有効に発揮する。

(4) 対応の一元化（各会派代表者会議での協議・調整）

- ・ 議長は、県災害対策本部等が設置された場合など、一元的な情報収集や要望・要請活動等の協議・調整を行うため、必要に応じ各会派代表者会議を招集する。
- ・ 議長は、被災地選出の議員など、必要な者の出席を求めることができる。
- ・ 各会派代表者会議においては、次の事項等について協議・調整を行う。
 - ① 被害状況等の把握及び各議員への提供
 - ② 議員が収集した情報の集約及び災害対策本部等への提供
 - ③ 本会議、委員会、全員協議会等の開催及び協議事項の調整
 - ④ 知事、国及び関係機関等への要望・要請活動の検討及び調整
 - ⑤ その他議長が必要と認める事項

<議会の対応のポイント>

1. 議会は、執行部が災害等対応に専念できるよう協力、支援を行うこととし、要望、要請等は、議会事務局総務課を窓口として行う。
2. 各議員等が把握した被害の状況や市町村等の要望を踏まえ、議会として要望・提案活動を行う。
3. 必要に応じ、各会派代表者会議で協議・調整のうえ、一元的な対応を行う。

3. 議員の対応

(1) 安否情報等の連絡

各議員は、連絡体制を常時確保するとともに、災害、緊急事態等の際には、「議員安否確認メール」(メーリングリスト)で速やかに議会事務局総務課へ安否等情報を連絡する。この他、状況に応じて SNS・電話等を活用して連絡漏れがないようにする。(インターネットが使用できない場合等は、FAX の使用も可【参考様式:別紙1】。)

なお、停電による通信障害が生じた場合などは、最寄りの県機関に参集する。

＜連絡事項＞

①議員名、②安否の状況、③現在の居場所、④連絡先、⑤議事堂への登庁の可否等

(2) 地域での情報収集・提供

各議員は、自身の安全確保を図るとともに、それぞれの地域において、率先して自治体等が行う被災地支援や避難所運営に協力する。

また、地域の情報や住民の意向の収集・把握に努め、議会事務局総務課を通じて災害対策本部等に提供するとともに、必要に応じ県の対応等の情報を地域住民に伝える(【参考様式:別紙2】)。併せて、ペーパーレス会議システムを使用し、議員や執行部の情報を全議員で共有する。

(3) 被災調査等への協力

各議員は、国・関係機関等の視察対応に積極的に関わることとし、特に、被災地域の選出議員は、地域と議会との調整及び市町村との連携に努める。

＜議員の行動のポイント＞

1. まず、自身、家族の安全を確保
2. 自身の安否等について速やかに議員安否確認メール(メーリングリスト)又は SNS・電話等で議会事務局に報告
⇒【別紙1】参照
3. 地域の被害情報の収集や救助・救援活動を実施し、議会事務局に情報提供
⇒【別紙2】参照
4. 被災地調査や視察等への積極的な参加・協力
5. 登庁要請があった場合は、安全を確保し水・食料等を持参のうえ登庁
6. 平時から地域の防災情報を把握し、防災訓練等に積極的に参加

4. 議会事務局の対応

「富山県危機管理基本指針」、「富山県地域防災計画」及び「富山県職員防災・危機管理ハンドブック」に基づき、危機管理体制を整備する。

(1) 連絡体制の確保

- ・ 事務局長は、事務局職員の緊急連絡網を作成するとともに、災害対策要員を指名する。
- ・ 事務局長は、全議員対象の「議員安否確認メール」(メーリングリスト)を整備する。
- ・ 事務局職員は、災害、緊急事態の際には、チャット(事務局)及び安否確認フォーム(人事課)を利用して自らの安否情報等を連絡する。
- ・ 議事堂内での議員及び事務局職員の災害対応活動を可能とするための最低限の物資を確保する。

(2) 初動体制の確立(非常配備・緊急参集基準により参集)

- ・ 事務局職員は、危機情報や議事堂の異常等を把握したときは、事務局長まで速やかに連絡するとともに、危機管理課・人事課・管財課及び関係部局へ情報提供する。
- ・ 事務局長は、災害対策要員を配備するとともに、必要に応じ事務局職員の参集を要請する。
- ・ 災害対策要員は、県内震度5弱以上発生時において、原則参集するものとする。
- ・ 事務局長は、災害対策本部等に事務局職員を出席させるとともに、災害対策本部等からの情報を正副議長に報告し必要な指示を受ける。
- ・ 事務局職員は、災害対策本部等からの情報を各議員に伝達するとともに、議員の被災状況を確認し、正副議長及び事務局長に報告する。

(3) 班編成及び担当業務

担当(責任者)	内 容
事務局長	総括
事務局次長	総括補佐
総務課(総務課長)	・ 正副議長及び職員への連絡、情報伝達 ・ 議員安否確認メール等による安否確認 ・ 執行部との連絡調整及び災害対策本部等への職員の派遣 ・ 議事堂内の安全点検、応急措置 ・ 他の所掌に属さない事務
議事課(議事課長)	・ 議員(正副議長を除く。)への連絡、情報伝達 ・ 議員からの情報の収集・整理 ・ 本会議、委員会等の対応

	・ 傍聴者等の安否確認、避難誘導
調査課（調査課長）	・ 被害情報等の収集・整理（報道等） ・ 議員からの情報の収集・整理 ・ 国等への要望・要請等の調整
災害対策要員	・ 議事堂内の安全点検、応急措置 ・ 職員及び議員の安否確認及び正副議長・局内への状況報告 ・ 危機管理課・人事課・管財課との連絡調整 ・ その他（問い合わせ対応等）

5. 訓練等

- ・ 議会は、随時、議事堂内での訓練や「議員安否確認メール」（メーリングリスト）の受送信テストなど、安否報告等の訓練を実施するとともに、訓練の結果や状況の変化に応じて本マニュアルの内容を見直すこととする。
- ・ なお、本マニュアルの運用に必要な事項は、別途、議長が定めることとする。

6. 対応例

（１）本会議又は委員会の会議中に地震が発生した場合（フロー図１、２参照）

- ・ 議長又は委員長は、会議を暫時休憩等とするなど、議員及び傍聴者等の安全確保を図るものとする。
- ・ 事務局職員は、傍聴者等の安否確認、避難誘導、議事堂内の被害状況の確認等を行うものとする。
- ・ 議長又は委員長は、被害状況等を踏まえて延会等の手続きを行う。

（２）閉会中・議案調査日に地震が発生した場合（フロー図３参照）

- ・ 議員は議員安否確認メール（メーリングリスト）や SNS・電話等を活用して事務局に安否を連絡する。（「議員安否確認メール」への返信を含む。）
- ・ 正副議長は、事務局職員を通じて全議員の安否情報を収集し、被害状況を把握するとともに、対応を協議・調整する。